

特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設	改修	
5 規模等	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場	延長 駐車可能台数	m、面積 敷地面積 面積 台、面積
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代理人	所在地及び名称		
	担当者	電話番号	

※ 回 答 (確 認) 欄				
※ 決 裁 欄	担 当	係 長	課 長	備考 1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下、「規則」という。)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。 2. 種類及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。 3. 規則別表第14条に掲げる書類等を必ず添付してください。 4. ※欄には、記入しないでください。 5. 届出書は、正副2部提出してください。

受領日 年 月 日

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

(遵)遵守基準	不特定かつ多数の者が利用する部分					
(整)整備基準	不特定かつ多数の者が利用する部分					
整備項目	整備基準	整備内容等			審査欄	
					(遵)	(整)
1 出入口	1 出入口は次の構造(3に定める園路に接続困難な出入口には、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板設置)	有	無	理由:		
	① 幅は120cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合90cm以上		cm	理由:		
	② 車止め柵は、車椅子使用者等が円滑に通行できる構造 *遵守基準:車止め柵相互の間隔、1以上は90cm以上	良	否			
	③ 路面に段差を設けない	良	否			
	④ 出入口から公園内外へ150cm以上の平坦な部分を確保(やむを得ない場合を除く)		cm	理由:		
	⑤ 点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示	有	無	□点状ブロック □舗装材の変化		
	⑥ 直接車道と接する場合、境界部分に2cmの段差設置	有	無			
	2 道路等から出入口までの歩行者用通路と、車道を分離 この場合の歩行者用通路の構造は、3園路の整備基準準用	有	無		—	
	3 券売所及び入口は利用しやすい位置に設置	良	否		—	
	① 入口の1以上の幅は90cm以上		cm		—	
② 券売所から入口までに至る経路及び入口の通路の1以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設	有	無		—		
2 駐車場	全駐車可能台数		台		—	—
	1 車椅子使用者用駐車施設を設置 200台以下の場合:全数×1/50(1未満端数切り上げ)以上 200台を超える場合:全数×1/100(1未満端数切り上げ)+2以上		台			
	① 車椅子使用者用駐車施設の幅は350cm以上		cm			
	② 車椅子使用者用駐車施設は園路に接続しやすい位置に設置	良	否			
	③ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示	良	否			
	④ 車椅子使用者用駐車施設は傾斜部に設けない	良	否		—	
	2 駐車場出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路について誘導表示を設置	有	無		—	
	3 車椅子使用者用駐車施設から公園出入口までの通路の1以上				—	
	① 幅は、120cm以上		cm		—	
	② 通路面に段差を設けない	良	否		—	
3 園路(敷地境界から1に定める出入口に至る経路も含む)	1 次の構造の園路を1以上設置	有	無			
	① 1に定める出入口及び2に定める駐車場に接続	良	否			
	② 幅は180cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合、50m以内ごとに車椅子が転回できる場所を確保した上で120cm以上		cm	理由:		
	縦断こう配は4/100以下 *整備基準:5の項の傾斜路を併設する場合を除く *遵守基準:やむを得ない場合8/100以下		/100	理由:		
	④ 縦断こう配3/100以上4/100以下が50m以上続く場合、途中に150cm以上の平坦な部分を設置	有	無			
	⑤ 路面に段差を設けない *遵守基準:(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良	否			
	⑥ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合のすりつけこう配5/100以下(やむを得ない場合8/100以下、段差を残す場合2cm以下)		/100	理由:		
	⑦ 横断こう配1/100以下(特別な理由がある場合2/100以下)		/100	理由:		
	⑧ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所には、車椅子が安定して停止できる平坦部分の設置	有	無			
	⑨ 出入口・便所に接続する園路の部分に視覚障害者誘導用設備を設置 *遵守基準:園路の要所に設置	有	無			

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
特定公共的施設整備項目表（公園）**

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄		
				(遵)	(整)	
4 階段	1 回り階段としない *遵守基準: やむを得ない場合を除く	良	否	<input type="checkbox"/> 直階段 <input type="checkbox"/> 折れ曲がり階段		
	2 幅は150cm以上 *遵守基準: 120cm以上		cm			
	3 高さ300cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設置	有	無			
	4 始終点に150cm以上の平たん部を設置	有	無			
	5 踊り場を含め、両側に連続して手すり設置 *遵守基準: やむを得ない場合を除く	有	無			
	6 手すり端部付近に、階段の通ずる場所を点字で貼付	有	無			
	7 両側に立ち上がりを設置(側面が壁面の場合は不要)	有	無			
	8 踏面及びけあげの寸法は一定	良	否			—
	9 踏面は識別しやすく、かつ、つまづきにくい構造	良	否			
	10 園路に階段を設ける場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	有	無			
	11 始終端部に近接する路面に点状ブロックを敷設	有	無			
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	1 幅は180cm以上 *遵守基準: 120cm以上(階段等に併設する場合は90cm以上)		cm			
	2 縦断こう配は5/100以下(高さ75cm以下の場合、8/100以下)		/100			
	3 高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設置		cm			
	4 始終点及び折り返し部分に150cm以上の平たん部を設置 *遵守基準: 始終点に150cm以上の平たん部を設置	有	無			
	5 横断こう配は設けない	良	否			
	6 両側に連続して手すり設置 (やむを得ない場合を除く)	有	無			
	7 *整備基準: 両側に縁石又は側壁を設置 (側面が壁面の場合は除く) *遵守基準: 両側に立ち上がり (側面が壁面の場合は除く)	有	無			
	8 始終端部に近接する路面に点状ブロックを敷設	有	無			—
6 舗装材料	1 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地は次のもの		—			—
	① 1の出入口、3の園路、4の階段、5の傾斜路		—			
	平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料()		
	水はけの良い仕上げ	良	否			—
	② 2の駐車場		—			—
	平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料()		—
	2 庭園は、次のもの		—			—
	① 1の出入口		—			
	平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料()		
	水はけの良い仕上げ	良	否			—
② 2の駐車場		—			—	
平たんであれども滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料()		—	
7 排水溝等	1 つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふた (溝幅=9mm程度)	有	無	溝幅= mm		
	2 園路と段差が生じないように設置	良	否			
8 転落防止設備	柵、視覚障害者誘導用ブロック等転落防止設備の設置	有	無	<input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロック <input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> その他()		
9 休憩所 (設ける場合)	1 休憩所を設ける場合、1以上は次のもの		箇所			
	① 出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合80cm以上)		cm	理由:		
	② 段差を設けない(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良	否			
	③ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保	良	否			
	④ 戸を設ける場合、幅は80cm以上		cm			
	戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる	良	否			
⑤ カウンターを設ける場合、1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造 (常時勤務する者が容易に対応できる構造である場合は除く。)	良	否	理由:			
⑥ 便所を設ける場合、1以上の便所の構造は、13の項に定めるもの	良	否				

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等	審査欄		
			(遵)	(整)	
10 ベンチ・野外卓	1 ベンチは、休憩及び観賞等にふさわしい場所に設置	箇所			
	2 野外卓には150cm以上の平たん部を設置	cm			
	3 野外卓下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間設置	有 無	高さ__cm 奥行き__cm		
	4 売店又は飲食施設と一体の野外卓の椅子又はベンチは可動式等	有 無	<input type="checkbox"/> 可動式 <input type="checkbox"/> その他()	—	
11 水飲み・手洗場	1 飲み口は上向き	良 否			
	2 飲み口までの高さは70cm以上80cm以下	cm			
	3 下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間設置	有 無	高さ__cm 奥行き__cm		
	4 使用方向に150cm以上×150cm以上の平たん部を設置	有 無	高さ__cm 奥行き__cm		
12 案内板等 (設ける場合)	1 案内板等は次のもの	箇所			
	① 園内の要所に案内板等を設置	有 無			
	② 車椅子で利用可能な園路及び施設を表示	良 否			
	③ 文字の大きさ、色調、明度に配慮	良 否			
	④ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用 (JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無	<input type="checkbox"/> 平仮名 <input type="checkbox"/> ピクト(絵文字) <input type="checkbox"/> ローマ字等()		
	⑤ 分かりやすい場所に配置し、車椅子使用者等に配慮した高さ	cm	←表示板面の中心高		
	⑥ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置 (突出する場合は案内板下端が地上から250cm以上)	良 否			
	2 掲示板は次のもの	箇所			
	① 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造	良 否			
	② 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができる	良 否			
	③ 分かりやすい場所に配置し、車椅子使用者等に配慮した高さ	cm	←表示板面の中心高		
	3 園内の要所(園路・傾斜路・階段除く)に視覚障害者誘導用設備を設置	有 無		—	
	13 便所	1 便所(男女別の場合はそれぞれ)は次の構造	—		—
① 出入口幅は85cm以上 *遵守基準:やむを得ない場合80cm以上		cm	理由:		
② 段差を設けない(設ける場合は下記の構造の傾斜路併設)		良 否			
出入口前に150cm×150cm以上の平たん部を設置		有 無		—	
傾斜路の幅は90cm以上		cm			
こう配は5/100以下(高さ16cm以下の場合12/100以下、高さ75cm以下の場合8/100以下)		/100			
③ 平たんな仕上げ		良 否	舗装材料()	—	
④ ぬれても滑りにくい仕上げ		良 否			
⑤ オストメイト対応汚物流しを設置		有 無			
⑥ オストメイト対応汚物流しを設置した旨を表示		有 無		—	
⑦ 小便器は1以上を光感知式等の自動洗浄装置付の受け口の 高さ35cm以下とし、その1以上の付近に手すり設置		有 無			
2 同項1の便所内部又は近接した位置に車椅子使用者用便房を1以上 設け、出入口にその旨を表示		有 無			
① 戸は車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その 前後に高低差なし		良 否			
② 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		有 無			
③ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切な位置 に設置		有 無			
3 同項1の便所内部の車椅子使用者用便房以外の部分は次の構造		—		—	
① 主たる出入口の戸は車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な 構造とし、その前後に高低差なし		良 否			
② 車椅子使用者が円滑に通行できる十分な空間を確保		良 否			
③ 大便器は1以上を腰掛式とし、手すり設置		箇所			
④ 便房の戸に腰掛式の大便秘器である旨を表示	有 無				
⑤ 主たる出入口に車椅子使用者を含むすべての者が利用する ことができる旨を表示	有 無				
4 車椅子使用者用便房を内部に設置しない便所に大便器を設ける 場合は、次の構造	—		—		
① 大便器は1以上を腰掛式とし、手すり設置	箇所				
② 便房の戸に腰掛式の大便秘器である旨を表示	有 無				
5 ベビーベッドその他おむつ交換ができる設備を設置し、便所の出 入口にその旨を表示	有 無		—		
6 表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設置 (JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有 無		—		

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 特定公共的施設整備項目表（公園）

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
14 屋根付広場 (設ける場合)	1 屋根付広場を設ける場合、1以上は次のもの	箇所		—	—
	① 出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合80cm以上)	cm	理由:		
	② 段差を設けない(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良 否			
	③ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保	良 否			
15 野外劇場 ・野外音楽堂 (設ける場合)	1 野外劇場・野外音楽堂を設ける場合、次のもの	—		—	—
	① 出入口の幅は120cm以上(やむを得ない場合、80cm以上)	cm	理由:		
	② 段差を設けない(5の項の傾斜路を併設する場合を除く)	良 否			
	③ 車椅子使用者等が利用目的に沿い円滑に活動できる広さを確保	良 否			
	④ 通路の幅は120cm以上	cm			
	(やむを得ない場合、車椅子の転回に配慮した上、幅80cm以上)	cm	理由:		
	⑤ 縦断こう配は5/100以下(やむを得ない場合、8/100以下)	/100	理由:		
	⑥ 横断こう配は1/100以下(やむを得ない場合、2/100以下)	/100	理由:		
	⑦ 平坦でぬれても滑りにくい仕上げ	良 否	舗装材料()		
	⑧ 便所を設ける場合、1以上の便所の構造は、13の項に定めるもの	良 否			
16 公園内建築物・屋内設備	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物(管理事務所等)並びに屋内設備は建築物の整備基準及び遵守基準を準用 便所を設置する場合は、13の項に定める便所の遵守基準を準用	良 否			
	1 1に定める出入口の整備基準を準用	—		—	—
	① 幅は120cm以上	cm	理由:		
	② 車止め柵は、車椅子使用者等が円滑に通行できる構造				
17 公園内運動施設	③ 路面に段差を設けない	良 否	理由:		
	④ 出入口から公園内外へ150cm以上の平坦な部分を確保(やむを得ない場合を除く)	cm			
	⑤ 点状ブロック、舗装材の変化等により道路との境界を明示	有 無	□点状ブロック □舗装材の変化		
	⑥ 直接車道と接する場合、境界部分に2cmの段差設置	有 無			
	2 車椅子使用者等が休憩し、又は待機できる場所を設置	有 無			
	18 券売機・電話ボックス	1 券売機の金銭投入口等は車椅子使用者の手が届く高さに設置	cm		—
2 券売機カウンターに切込み又はけこみ付券売機		有 無	□切込み □けこみ付券売機		
3 券売機は、運賃等を点字で表示(機種により困難な場合は1以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種)		有 無			
4 運賃表は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさとし高齢者、障害者に見やすい位置に設置		良 否			
5 電話ボックスは1以上を車椅子使用者が利用できる構造とし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平坦な位置に設置		有 無			
19 その他の施設等	利用者が視覚、聴覚、きゆう覚等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置する	有 無		—	—

